

## 令和4年度真岡市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

水田が耕地の約8割を占める本市においては、小貝川・五行川水系の東部水田地帯、一部の水田を含めた台畑を中心とする中部台畑地帯、鬼怒川水系の西部水田地帯の三つの地帯に大別され、これらの立地条件を生かして水稻を主体とする農業生産と経営の安定化を図るために、いちご・トマト・なす・春菊等の施設園芸が経営の主体となっている。

兼業農家の深化により、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化し、兼業農家の高齢化に伴い、農地の流動化も見受けられる。また、農業就業人口の高齢化や減少により、農業後継者や地域の担い手に農地が集積されず遊休農地化し、周辺農地の耕作への支障等が懸念される。新型コロナウイルスの影響により主食用米の需要が著しく低迷しているため、大規模土地利用型経営体を中心に非主食用米や麦・大豆等への作付け転換の意識向上を図りつつ、水田を有効活用し露地野菜等の生産拡大による収益性向上の実現を目指す。

### 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

平坦で肥沃な農地や大消費圏へのアクセス可能な都市近郊地域の立地条件を生かし、県の掲げる「園芸大国とちぎ」の実現を目指す中で、土地利用型園芸作物の導入等による経営の更なる高度化の実現と安心安全な農産物の安定供給や高付加価値化による経営基盤の安定化に向けた支援をおこなう。実質化された人・農地プランや農地中間管理機構等を活用して、地域の中心的経営体への農地利用集積を推進し露地野菜の産地を育成していく。

さらに、転換作物の生産性向上を図るため、ICT（情報通信技術）活用等による生産コスト低減の取組や適地適作の多収性品種の普及推進と併せて、基本スキル（排水対策、適期防除等）を励行し品質と収量の高位安定化による、稼げる水田農業の実現を目指す。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

「土地利用型園芸産地展開加速化事業」と連携した露地野菜の産地育成、大規模化に向けた機械化等を推進する。併せて、実質化された人・農地プランの実行を通じて、農地利用の最適化と担い手への農地の集積・集約を促進し、経営の大規模化による効率的な生産体制を確立していく。

また、地域の圃場条件などに応じて、ブロックローテーションを行い、需要に応じた作物の作付を推進していく。

さらに、水稻作付けを組み入れない畠作物の連続した作付け体系を把握し、水田の有効利用を推進する。高収益作物や麦・大豆の本作化を進める取り組みを支援して定着と生産拡大を図っていく。

### 4 作物ごとの取組方針等

#### （1）主食用米

J A グループ等が一体になって外食チェーンや大手コンビニに販売強化に努めながら、需要に応じた米の生産となるよう各関係機関と協力・連携を図り適宜情報を提供していく。

## (2) 備蓄米

主食用米と一括管理できることから、小規模生産農家にも重要な位置付けとして、地域における稻作経営と水田の維持安定化を図っていく。

## (3) 非主食用米

### ア 飼料用米

J A グループ等を介した飼料会社への供給ルートを活かし、主要作物としての位置づけを確立する。フレコン・バラ出荷等に取組み流通コストを抑えて、生産拡大を図るとともに、安定的な供給を推進していく。

また、飼料用米のわらを利用した耕畜連携について、国産粗飼料の需要が高まる中で、畜産の経営基盤の安定と収益性の向上を目指し、地域内等における利用供給体制を図っていく。

### イ 米粉用米

小麦代替のグルテンフリーの材料として、米粉の需要回復の傾向が見られることから、フレコン・バラ出荷等を取組ながら流通コストを抑えて、段階的に生産拡大を推進していく。

### ウ 新市場開拓用米

アジア地域等（特に台湾・香港）に和食の人気が高まっており、米の新たな需要が見込めることから、生産コスト低減と多収技術を実証しながら、販売業者等と連携した取組を検討する。

### エ WCS 用稻

自給飼料として有効であることから、畜産農家と耕種農家の結びつきの強化を図り、需要を喚起しつつ生産拡大を進める。

### オ 加工用米

実需者との結び付きの拡大により、需要量を確保し、計画的な生産が行われるよう安定化を図っていく。

ア～オの非主食用米については、ほ場の実情に応じた水田を高度に利用する二毛作（二期作を含む）の取組を推進する。

## (4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆は需要に見合った品種の導入・転換のほか、土づくりや排水対策などの取組を推進し、収量の増加と品質の向上を図り面積拡大を目指す。飼料作物は、輸入の価格高騰により、国産の需要が高まっていることから、耕畜連携に基づく作付拡大を図る。

その中で、限られた水田を有効利用しながら、より多くの収益を確保するため、需要の増加が見込まれる作物を組み合わせて、水田を高度に利用する二毛作（二期作を含む。以下同様）の取組を推進する。

## (5) そば、なたね

地域活性化を担う作物であることから適期収穫や適正な乾燥調製を促し、現行の状態を維持していく。

その中で、限られた水田を有効利用しながら、より多くの収益を確保するため、需要の

増加が見込まれる作物を組み合わせて、水田を高度に利用する二毛作（二期作を含む）の取組を推進する。

#### （6）地力増進作物

緑肥作物のすき込み等により、地力の回復を図り、高収益作物等の生産拡大を図る。

○対象作物：えん麦、アウェナストリゴサ（えん麦野生種）、ライ麦、ライ小麦、大麦、小麦、大豆、そば、稲、ソルガム、とうもろこし、ヒエ、ギニアグラス、イタリアンライグラス、スーダングラス、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス、ミレット類、チモシー、アニュアルライグラス、オオナギナタガヤ、テフグラス、バヒアグラス、グリーピングベントグラス、オーチャードグラス、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバ類、アルファルファ、ひまわり、マリーゴールド、コスモス、シロガラシ、菜の花（なたね）、カラシナ、ハゼリンソウ、ダイカンドラ  
※ 対象作物は青刈りを含む

#### （7）高収益作物

加工用トマト、なす、ねぎ、たまねぎ、レタス、さといも、ほうれんそう、ばれいしょ、はくさい、だいこん、スイートコーン、うど（株養成のみ）、えだまめ、キャベツ、ブロッコリー、にんじん、かんしょの17品目を高収益作物また、いちご・トマト・ハウスなす・メロン・しゅんぎく・にら・アスパラガス・レタス・花きの9品目を地域振興作物として位置づけし、園芸の産地でもある管内において園芸作物の生産拡大を図る。

### 5 作物ごとの作付予定面積等

### ～ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付

## 別紙

## 5 作物ごとの作付予定面積

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作
主食用米	3,360.0		2,921.0		2,800.0
備蓄米	71.1		0.0		80.0
飼料用米	999.5		1,344.0		1,500.0
米粉用米	9.6		9.0		15.0
新市場開拓用米	0.0		0.0		0.0
WCS用稻	24.7		24.0		25.0
加工用米	183.1		286.0		300.0
麦	601.2	34.7	630.0	34.0	630.0
大豆	121.8	107.6	112.0	102.0	120.0
飼料作物	123.7	36.1	131.0	40.0	130.0
・子実用とうもろこし	0.0		0.0		0.0
そば	158.2	98.8	219.0	141.0	230.0
なたね	0.0	0.3	0.0		0.3
地力増進作物	0.0		0.0		2.0
高収益作物	156.9		229.0		230.0
・野菜	149.6		220.0		221.0
・花き・花木	7.3		9.0		9.0
・果樹	0.0		0.0		0.0
・その他の高収益作物	0.0		0.0		0.0
その他					
畠地化					

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
1	飼料用米、米粉用米 (基幹作)	飼料用米等の生産性向上助成	生産性向上の取組面積	(令和3年度)1,006.9ha	(令和4年度)980.0ha (令和5年度)1,500.0ha
2	水田における麦 (基幹作及び二毛作)	麦の生産性向上助成 (担い手)	生産性向上の取組面積	(令和3年度) 587.0ha	(令和4年度)630.0ha (令和5年度)630.0ha
			品質区分1等の割合	(令和3年度) 66.5%	(令和4年度)80.0% (令和5年度)80.0%
3	水田における大豆 (基幹作及び二毛作)	大豆の生産性向上助成 (担い手)	大豆単位面積当たり収量	(令和3度) 138.8kg/10a	(令和4年度)165.0kg/10a (令和5年度)170.0kg/10a
4	水田におけるいちご・トマト・ハウスなす・メロン・しゅんぎく・にら・アスパラガス・レタス・花き(カーネーション、きく、シクラメン、デルフィニウム、バラ、ユリ、洋蘭、りんどう)(基幹作)	地域振興作物取組助成 (担い手)	担い手による地域振興作物の作付面積	(令和3年度) 112.8ha	(令和4年度)162.0ha (令和5年度)163.0ha
5	水田における麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・米粉用米・飼料用米・加工用米・そば・なたね(二毛作・二期作)	二毛作・二期作助成	二毛作取組面積	(令和3年度) 269.5ha	(令和4年度)278.0ha (令和5年度)280.0ha
6	飼料用米、わら専用稲 (基幹作)	わら利用 (耕畜連携助成)	わら利用取組面積	(令和3年度) 260.4ha	(令和4年度)330.0ha (令和5年度)340.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

## 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:栃木県

協議会名:真岡市農業再生協議会

新様式(公表用)

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米等の生産性向上助成	1	3,400	飼料用米、米粉用米(基幹作)	水田活用の直接支払交付金対象水田に作付、フレコン・バラ出荷
2	麦の生産性向上助成(担い手)	1	2,500	水田における麦(基幹作)	担い手のみ(認定農業者等)、作付面積1ha以上、排水対策、土づくり、フレコン・バラ出荷
2	麦の生産性向上助成(担い手)(二毛作)	2	2,500	水田における麦(二毛作)	担い手のみ(認定農業者等)、作付面積1ha以上、排水対策、土づくり、フレコン・バラ出荷
3	大豆の生産性向上助成(担い手)	1	2,500	水田における大豆(基幹作)	担い手のみ(認定農業者等)、作付面積1ha以上、生産基盤体制の効率化(団地化100a以上)、排水対策、土づくり
3	大豆の生産性向上助成(担い手)(二毛作)	2	2,500	水田における大豆(二毛作)	担い手のみ(認定農業者等)、作付面積1ha以上、生産基盤体制の効率化(団地化100a以上)、排水対策、土づくり
4	地域振興作物取組助成(担い手)	1	7,500	水田におけるいちご・トマト・ハウスなす・メロン・しゅんぎく・にら・アスパラガス・レタス・花き(カーネーション、きく、シクラメン、デルフィニウム、バラ、ユリ、洋らん、りんどう、宿根かすみそう、スタークス、ガーベラ、トルコギキョウ、アルストロメリア、パンジー、あじさい)(基幹作)	担い手のみ(認定農業者等)、出荷・販売実績を伴う
5	二毛作・二期作助成(二毛作)	2	7,500	水田における麦・大豆・飼料作物・WC S用稻・米粉用米・飼料用米・加工用米・そば・なたね(二毛作・二期作)	対象作物の作付面積に応じて支援
6	わら利用(耕畜連携)	3	6,000	飼料用米、わら専用稻(基幹作)	期間3年以上の利用供給協定書の締結

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙)ニ毛作・二期作助成のその他要件

ニ毛作・二期作助成の対象の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫及び出荷・販売を行うこと。

- (1)麦 農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。
- (2)大豆 農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。
- (3)飼料作物 利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。
- (4)そば 農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。
- (5)WCS用稻 新規需要米取組計画の認定を受けていること。
- (6)飼料用米・米粉用米 新規需要米取組計画の認定を受けていること。
- (7)加工用米 加工用米取組計画の認定又は加工用米出荷契約を締結していること。

※麦、大豆、そばのうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実勢報告書」(様式第9-4号)を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、作物対象の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

その他要件の確認方法

- ・麦 出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)により確認する。
- ・大豆 出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)により確認する。
- ・飼料作物 利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。
- ・そば 出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)により確認する。
- ・WCS用稻 新規需要米取組計画により確認。
- ・飼料用米・米粉用米 新規需要米取組計画により確認。
- ・加工用米 加工用米取組計画書又は加工用米出荷契約書により確認